

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により、大阪広域水道企業団阪南水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和 4 年 1 0 月 3 日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
阪南 第128号	株式会社クラシアン 今田 健治	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目 2 番地 1	令和 4 年 9 月 30 日	令和 9 年 9 月 29 日